

平成 27 年 7 月吉日

ご利用者様
ご家族様
ご関係者様

医療法人社団 健陽会
介護老人保健施設 きらら
施設長 河野 伸造

「介護保険負担割合証（写し）」のご提出について（お願い）

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、「医療介護総合確保推進法」の一部の施行による介護保険法等の一部改正に伴い、平成 27 年 8 月から介護保険に負担割合が導入され、下記の項目に該当する方（一定以上の所得がある方）は、介護サービス利用者負担割合が 2 割となります。

そこで、その負担割合を証する書類として、要介護（支援）認定を受けている方全員に対して、各自治体介護保険課より 7 月中旬以降、「介護保険負担割合証」が交付されます。

つきましては、弊施設における 8 月分ご利用料よりその負担割合が反映されますので、お手数ではございますが、「介護保険負担割合証」がお手元に届きましたら、弊施設までご持参又はそのコピーをご郵送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます（原本は必ずお手元に保管ください）。

なお、本件に関する詳細については、恐れ入りますが、各自治体介護保険課までお問い合わせ願います。

敬具

記

1 介護サービス利用者負担割合が 2 割となる方

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）で、本人の合計所得金額が 160 万円以上、かつ、世帯に 65 歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が 280 万円以上（2 人以上の場合は合計が 346 万円以上）の方

※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る所得金額（雑所得）を差し引いた金額です。

2 「介護保険負担割合証」の有効期間（更新日）

毎年 7 月 31 日を期限として、毎年更新が行われます。

以上